

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>の概要

目的:本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するもの。

今回の公募では、政策的な観点から、**①新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者、②賃上げに取り組む事業者、③計画的に事業承継に取り組む事業者、④経営力の向上を図っている事業者、⑤地域の特性・強みを活かして高い付加価値を創出し、地域経済への影響力が大きく、その担い手となりうる事業に取り組むことが期待される企業として経済産業省が選定した事業者**等への重点的な支援が図られている。

補助対象者:商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者

小規模事業者の定義

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人などは補助対象外

補助金額:上限額 50万円(補助率 2/3)

75万円以上の補助対象事業費に対し、50万円を補助

75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助

ただし、**①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者、②法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主は、**

上限額 100万円(補助率 2/3)

150万円以上の補助対象事業費に対し、100万円を補助

150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助

[複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業は、別途、定めあり]

第2回受付締切

申請期間:2020年 6月5日(金)[郵送:締切日当日消印有効]

事業実施期間:交付決定日から実施期限(2021年3月31日(水))まで

補助事業実績報告書提出期限:2021年4月10日(土)

第3回受付締切

申請期間:2020年10月2日(金)[郵送:締切日当日消印有効]

事業実施期間:交付決定日から実施期限(2021年7月31日(土))まで

補助事業実績報告書提出期限:2021年8月10日(火)

第4回受付締切

申請期間:2021年 2月5日(金)[郵送:締切日当日消印有効]

事業実施期間:交付決定日から実施期限(2021年11月30日(火))まで

補助事業実績報告書提出期限:2021年12月10日(金)

補助対象となる事業

- ：(1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。

《補助対象となり得る取組事例》

①地道な販路開拓等(生産性向上)の取組について

- ・新商品を陳列するための棚の購入 ……【機械装置等費】
 - ・新たな販促用チラシの作成、送付
 - ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
 - ・新たな販促品の調達、配布
 - ・ネット販売システムの構築
 - ・新たな販促用チラシのポスティング ……【広報費】
 - ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 ……【展示会等出展費】
 - ・新商品の開発 ……【開発費】
 - ・新商品の開発にあたって必要な図書を購入 ……【資料購入費】
 - ・国内外での商品・サービスPRイベント会場の借上 ……【借料】
 - ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言……【専門家謝金】
 - ・新商品開発に伴う成分分析の依頼 ……【委託費】
 - ・店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。) ……【外注費】
- ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可。

②業務効率化(生産性向上)の取組(販路開拓とあわせて行う場合のみ)について

【「サービス提供等プロセスの改善」の取組事例イメージ】

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減……【専門家謝金】
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装……【外注費】

【「IT利活用」の取組事例イメージ】

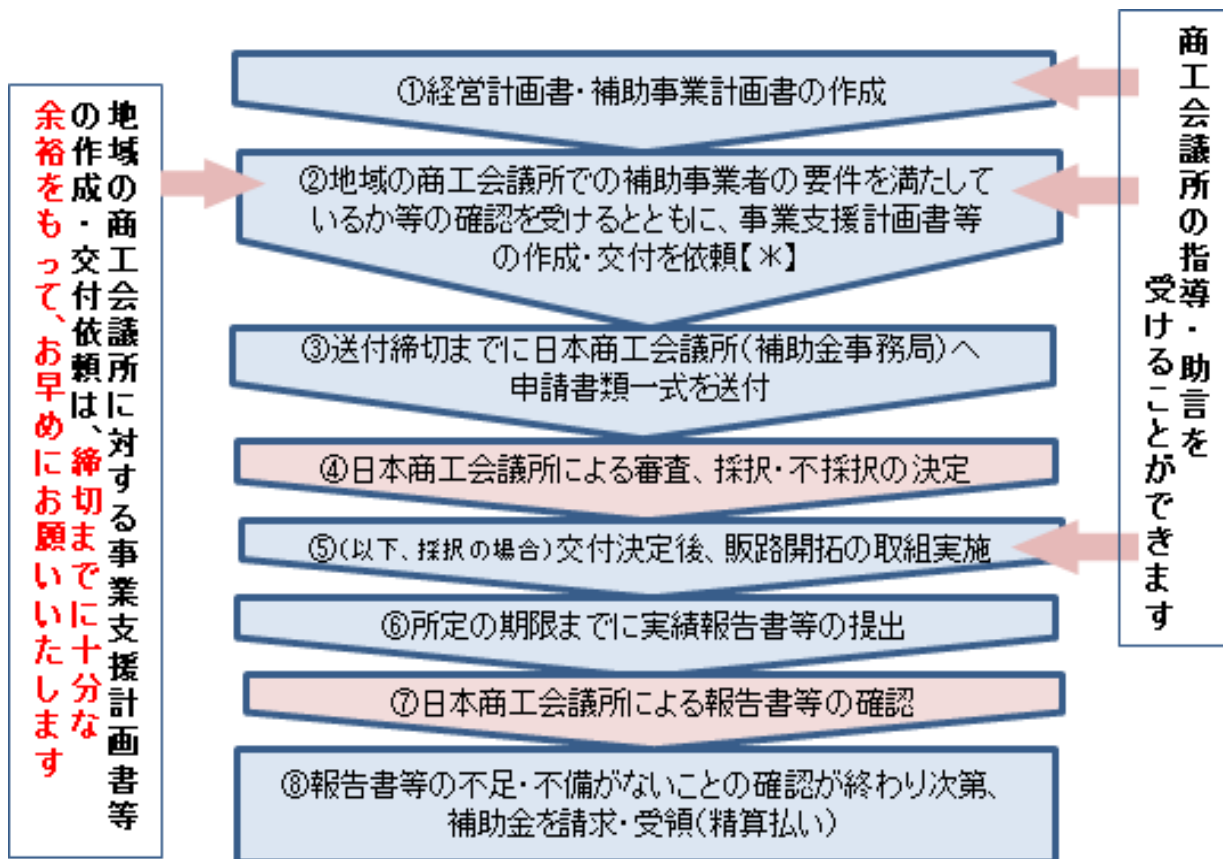
- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する……【機械装置等費】

- (2) 商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること

その他の重要事項

- ：① 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあること
- ② 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等はできないこと
「採択通知書」が届いても、「補助金交付決定通知書」到着前の発注・契約・支出行為は、補助対象外になってしまうことにご注意ください。
- ③ 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要。
- ④ 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れないこと
- ⑤ 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があること
- ⑥ 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないこと
- ⑦ 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象とならないこと
- ⑧ 補助事業終了から1年後の状況について、「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、日本商工会議所が指定する期限までに行う必要があること

◆申請から補助金受領までの基本的な手続きの流れ



※新型コロナウイルス感染症加点（間接的な影響（売上減少））を希望する場合は、市区町村が交付する「売上減少の証明書」等が必要です。

※事業承継加点の付与を希望する場合は、事業承継診断票（地域の商工会議所が作成・交付）が必要です。